# 参考資料集

資 料 項 目	資料番号
● 電池の種類と自動車用バッテリーの規格について	参考資料1
● 自動車(四輪車)用バッテリーの流通について	参考資料2
● 二輪車用バッテリーの流通について	参考資料3
● 自動車用バッテリーのリサイクルに関するアンケート調査の概要	参考資料4
● 市区町村における使用済バッテリー処理状況アンケート調査結果	参考資料5
● 海外の自動車用バッテリーリサイクルシステムに関する概要調査	参考資料6
<ul><li>■ 関連法制度(廃棄物処理法)</li></ul>	<del>参考</del> 資料 7
● 資源の有効な利用の促進に関する法律について	
<ul><li>法の概要</li></ul>	参考資料8
・ 法令条文(抜粋)	参考資料9
● 自動車用バッテリーの再資源化率の算出について	参考資料 10
● 新しい自動車用バッテリーリサイクルシステム実務の検討案	<del>参考</del> 資料 11

# 自動車用バッテリーの規格

((社)電池工業会)

 1. 四輪車用バッテリー(JIS D5301「始動用鉛蓄電池」) 自動車などの内燃機関の始動、点灯、点火などに使用する公称電 圧が12Vの鉛蓄電池。 電そう、ふた、正負極格子、正負極活物質、セパレータ、電解液などで構成され、電そうとふたとを溶着したもの。

回	[	14+++
題 七 - 1	明出水	土びM買
題	正負極格子	鉛合金
77	正負極活物質	金品料分
	セパレータ	ポリエチレン等
解液	電そう、ふた	ポリプロピレン
	解	希硫酸

2. 二輪車用バッテリー(JIS D5302「二輪車用鉛蓄電池」) 二輪車等のエンジン始動、点灯、点火などに使用する鉛蓄電池。電そう、ふた、正負極格子、正負極活物質、セパレータ、電解液などで構成され、電そうとふたとを溶着したもの。

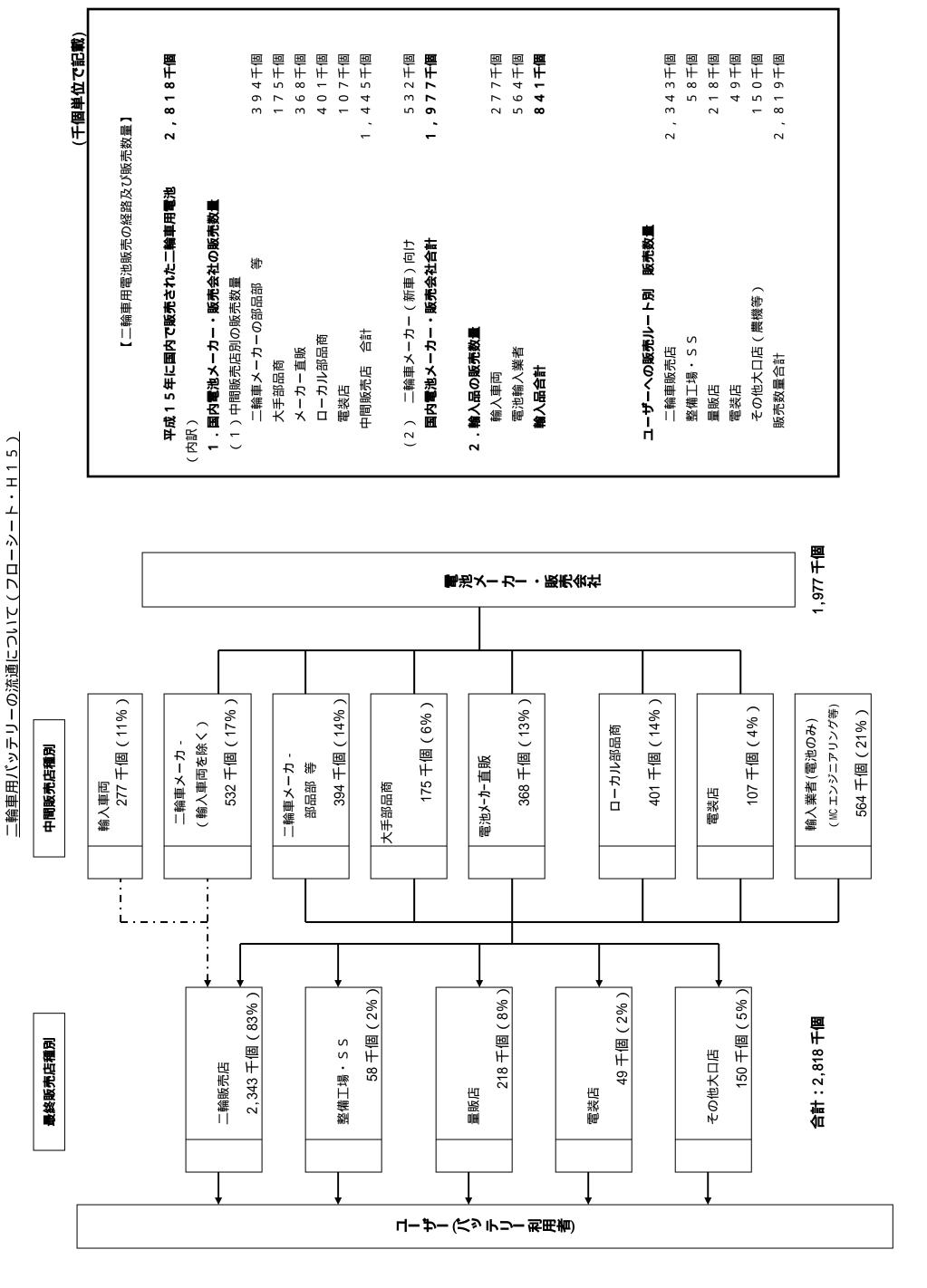
新車搭載の90%以上を占める密閉型蓄電池と、自動車電池と同構造の開放形蓄電池の2種類がある。

	15 21 1 15 15 15	)		
部品名	₩	な	村	匵
正負極格子	鉛合金			
正負極活物質	部 粉			
セパレータ	マット状のガラス繊維又は合成繊維	ラス繊維	又は合成	為統維
電そう、ふた	ポリプロピレン又はABS	ン又はA	B S	
電解液	希硫酸(セパレータに吸収保持されている	レータに	吸収保持	iされている)

	_ ‡	요 66	泉 一		r*·	νν€	紀紀		2 1 1 第 1	× € :	₽ ₽			9	
	マンガン乾電池	アルカリ(マンガン)乾電池	ニッケル系一次電池	リチウム電池	アルカリボタン電池		空気(亜鉛)糖治		ニッケル水素電池	リチウムイオン電池(ポリマー電池を含む)	小形制御弁式鉛蓄電池	製業電池	アルカリ番電池		
類	一次開送							<b>治體</b>						だい がっぱい がっぱい がっぱい がっぱい がっぱい がっぱい がっぱい がっぱ	£
1.電池の種類	<b>分</b> 种酶光		(	S. C.			>							新聞	g .

自動車(四輪車)用バッテリーの流通について(フローシート・H15)

33



### 自動車用バッテリーのリサイクルに関するアンケート調査の概要

平成16年度経済産業省委託事業 調査機関:㈱三菱総合研究所

自動車用バッテリー (二輪車用含む)の販売・引取実態および回収した自動車用バッテリーの引渡実態を把握するため、平成16年8月及び11月に、自動車用バッテリーの最終販売者や解体事業者を対象にアンケート調査を実施した。調査対象8業種に対し5,500件を発送対象(未達数82件を含む)とし、回収数は1,698件(回収率=1,698÷(5,500-82)=31.3%)であった。

平成15年度実績による販売量と引渡量についての回答では、1店舗当たりの平均仕入れ・販売量と引取量は図A、Bに示すとおりであり、カーショップやホームセンター等での販売量が多い傾向が見られた。一方、引取量についてはカーショップの量が多い一方、ホームセンターでは販売量に比して少ない傾向が見られた。

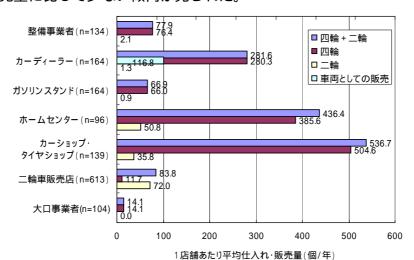
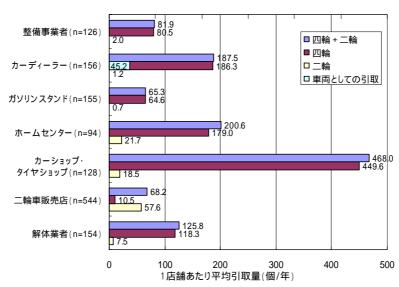


図 A 1 店舗当たりのバッテリー平均仕入れ・販売量



図B 1店舗当たりのバッテリー平均引取量

- 1 図 A、B とも有効回答数 n は「四輪 + 二輪」の数値
- 2 「四輪+二輪」の有効回答数と「四輪」、「二輪」に関する有効回答数が異なる場合があるため、「四輪+二輪」の 平均仕入れ・販売量と「四輪」の平均仕入れ・販売量、「二輪」の平均仕入れ・販売量の合計が異なる場合がある

「ここ1年」及び「2~3年前」の2時点の引渡実態に関する回答では、回収したバッテリーの引渡の際のお金のやりとりの状況については表 A に示すとおりであり、ここ1年、2~3年前とも逆有償ルートが存在しているという結果となった。

### 表 A バッテリー引渡の際のお金のやりとり

### (四輪車用)

		有効回答数	費用支払	無償引渡	売却
整備事業者	ここ 1 年	100	3.4	96.5	0.1
置備事業日	2~3 年前	100	3.0	94.8	2.3
バッテリー単体 1	ここ 1 年	95	3.5	96.4	0.1
ハググラ 手体	2~3年前	90	3.1	94.5	2.4
カーディーラー	ここ 1 年	125	3.1	94.1	2.8
3 71 7	2~3 年前	123	8.0	91.0	0.9
バッテリー単体 <sup>2</sup>	ここ 1 年	92	2.0	96.7	1.4
ハッテッ 手体	2~3 年前	32	0.0	98.6	1.4
ガソリンスタンド	ここ 1 年	117	8.3	90.3	1.4
33932731	2~3年前	117	7.0	91.6	1.4
ホームセンター	ここ 1 年	76	0.6	99.4	0.0
ホームピング	2~3 年前	70	0.4	99.6	0.0
   カーショップ・タイヤショップ	ここ 1 年	91	14.3	82.6	3.1
2 2372 711 2372	2~3 年前	31	11.8	85.9	2.3
   大口事業者	ここ 1 年	42	0.3	99.7	0.0
八口事未甘	2~3 年前	42	0.0	100.0	0.0
│	ここ 1 年	41	0.0	100.0	0.0
ハグラ 手座	2~3 年前	71	0.0	100.0	0.0
解体業者	ここ 1 年	82	8.5	55.1	36.4
所件来自	2~3 年前	02	7.4	55.6	37.0

大口事業者については、「自事業所内整備場でバッテリー交換時(車検時を除く)に発生」した場合、もしくは「自事業所内整備場で車検で交換した際に発生」した場合に限定

上表の数値は各業種別、時期別に費用支払、無償引渡、売却の個数から算出

ここ1年と2~3年前の両方に回答している店舗のみ

- 1「解体業者(車両ごと引渡)」を除いて算出
- 2「解体業者(車両ごと引渡)」と「中古販売店(車両ごと引渡)」を除いて算出
- 3「廃車の引き渡し先」を除いて算出

### (二輪車用)

		有効回答数	費用支払	無償引渡	売却
ホームセンター	ここ 1 年	59	0.9	99.1	0.0
<b>バームセン</b> ター	2~3年前	39	0.3	99.7	0.0
カーショップ・タイヤショップ	ここ 1 年	39	7.2	92.8	0.0
	2~3年前	39	4.5	95.5	0.0
二輪車販売店	ここ 1 年	419	12.9	86.9	0.2
無辛敗元冶	2~3年前	419	11.1	88.0	0.9
バッテリー単体 4	ここ 1 年	381	13.0	86.8	0.1
ハッテッ一手体	2~3年前	301	11.3	88.1	0.6

上表の数値は各業種別、時期別に費用支払、無償引渡、売却の個数から算出

ここ1年と2~3年前の両方に回答している店舗のみ。

4「中古車店(車両本体ごと)」と「解体業者(車両本体ごと)」を除いて算出

# 市区町村における使用済バッテリー処理状況アンケート調査結果

尚 1.		品の排出実態(行政関与の部分)はとのよ	こつになっ	ていま	\$ 9 TV ?
		かなりの頻度で排出されている ・・・ 77			
		散見される・・・・・・・・・・・・・・・180			
		年に数回程度である ・・・・・・・・ 87 ほとんど排出されない ・・・・・・ 55			
		無記入			
問2.	_	別排出量)			
問3.		家庭から排出されるもの(不法投棄や不過	直正排出さ	れたも	5の以外)について、どのような
		いをしていますか? 排出禁止物として収集はしていない・・384			
		収集している・・・・・・・ 26			
問4.		.の場合の収集しない理由は?	問5.	問4.	の場合の受入れ先は?
		収集作業に危険が伴うから ····・・ 87			販売店等が無償で回収している ・・・・・・・102
		収集作業が困難だから ······ 34			販売店等が有償で回収している ・・・・・・・・・189
		処理する設備がないから ・・・・・・・292 処理設備を損傷するから ・・・・・・ 19			廃棄物処理業者が回収している ·········76 排出者自身による処理施設への直接搬入だけ ··12
		処理方法が分からないから ・・・・・・ 16			上記以外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	F				
問6.	収集	している場合の収集区分は?	問7.	排出条	条件の有無は?
	Α	粗大ごみとして ・・・・・・・・・ 11		Α	あり ・・・・ 12 (指定日収集、持込)
	В	不燃ごみとして ・・・・・・・ 7		В	なし ・・・ 14
	C	その他 (適困物、資源物等)・・・・・ 11			
問8.	収集	時の事故は?	問 9 .	事故の	)内容は?
		ときどきある ・・・・・・・・・ 0			車両火災 · · · · · 0
		年に数回ある ・・・・・・・・・・ 0			従事職員の怪我 ・・・・・・・・ 0
閏 10		ほとんどない ・・・・・・・ 27 投棄物や不適正排出物の取扱いは?	問 11	C 問 10	その他·····・4 でアの場合の処理は?
[L] TO.			[I <sup>1</sup> ] 11.		
		市区町村が回収している ・・・366 その他 ・・・・・・・・		A B	市区町村が自ら処理をしている ・・・・・・・・・ 17 市区町村が廃棄物処理業者に委託して処理 ・・158
	-1	との他 ************************************		C	
				_	販売店等に有償で引き取らせている ・・・・・・・ 41
				E	<ul><li></li></ul>
問 12.	市区田	町村での廃製品の処分は?	問 13.	_	の場合における処理が困難な工程は?
		自ら行っている ・・・・・・・・・・・・・ 15			破砕 1
		市区町村以外の者に委託して処理・・262			資源化 · · · · · 4
	'				焼却 ・・・・・・・ 0
					埋立 1
					 その他 ·····・ 7
				F	なし 2
問 14.	処理で	する場合の困難性や問題点は?	問 15.	処理時	寺の事故は?
	а	従事職員の死傷事故の発生 ・・・・・・ 1		а	ときどきある・・・ 1
		爆発や火災の危険性がある・・・・・・ 3			年に数回ある・・・・ 0
		非常に手間がかかる ・・・・・・・・・・ 2		С	ほとんどない・・・ 11
		設備を損傷する・・・・・・・・・・・・・・2			
		土壌汚染の危険性がある ・・・・・・ 1 その他 ・・・・・・ 5			
	g	なし 3			
BB 40	_				
問 16.					
		一般廃棄物処理業者 ・・・・・・・・・ 30			
		産業廃棄物処理業者 ······ 80			
	, C	製造者、販売店等の事業者・・・・・・126			

平成 15 年 5 月 ( 社 ) 全国都市清掃会議「市区町村における廃製品の適正処理困難状況に関する調査」より

# 平成14年7月(社)全国都市清掃会議調査データより環境省作成

# 排出禁止物としている市町村における収集状況

年間収集個数・トン (収集する個数を把握している場合)

廃バッテリーの処理手数料について(引渡しをしている場合)

	北海道	東北	関東	北陸東海	近畿	中国四国	ታኒሳላ	小計
1. 無償	3	2	3	2	6	32	13	29
2. 逆有償	1 22円/kg	0	20円/kg 78円/kg	2 90円/kg 15円/kg	2 500円/個 10円/kg	13 3円~40円 /kg	2 40円/kg	22
3. 有償	0	0	0	0	2 <sup>2円/kg</sup> 4.2円/kg	2 3.5円/kg	0	4
4. その他	0	密閉式は逆 有償、それ以 外は無償	他の適困物 といっしょ にっしょ	加	0	0	0	3
小計	4	3	9	8	13	47	15	96

近畿地区の無償と回答のあった自治体のうち、一部114年度から新たに処理手数料を請求されているところがある。

平成14年7月(社)全国都市清掃会議調査データより

### 海外の自動車用バッテリーリサイクルシステムに関する調査概要

平成16年度経済産業省委託事業

調査機関:(株)三菱総合研究所

我が国における自動車用バッテリーリサイクルシステムのあり方検討の参考となるよう、海外(イタリア、スウェーデン、オランダ、ドイツ、米国)の自動車用バッテリーリサイクルシステムについて情報を収集・整理した。

総括表 海外における自動車用バッテリーリサイクルシステムの概要

イタリア 1992 年より、鉛パッテリーを扱う全ての事業者(パッテリー製造・輸入事業者、二次鉛精錬業者、収集・運搬事業者等)などの出資により設立された COBAT が、委託する収集・運搬業者を通じて市中から廃電池を回収してそれを二次精錬業者に売却する方式を取っている。 COBAT の運営資金は、パッテリー製造・輸入業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済み/ッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。 スウェーデン パッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用パッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、パッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフォームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みパッテリーを Returbatt AB の"貴終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。 オランダ EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用パッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
業者、二次鉛精錬業者、収集・運搬事業者等)などの出資により設立された COBAT が、委託する収集・運搬業者を通じて市中から廃電池を回収してそれを二次精錬業者に売却する方式を取っている。 COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済みバッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。 スウェーデン バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフォームとなったのは 1991 年以降である。本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収扱点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の"量終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。 オランダ EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	<i>       </i>
た COBAT が、委託する収集・運搬業者を通じて市中から廃電池を回収してそれを二次精錬業者に売却する方式を取っている。 COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済み/ッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。 スウェーデン バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のスキームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "量終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。 オランダ EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バタテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	1997
てそれを二次精錬業者に売却する方式を取っている。 COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済み/ッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。 スウェーデン バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のスキームとなったのは 1991 年以降である。本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収扱点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "量終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。 オランダ EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バタテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済み/ッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。  スウェーデン バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のスキームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の"最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  オランダ EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バタテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。  1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済み/ッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。  スウェーデン  バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(ご輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフキームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "量終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  オランダ  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。  1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
ッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。 スウェーデン バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(ご輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフェームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
スウェーデン バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフェームとなったのは 1991 年以降である。本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  オランダ EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
れた Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のスキームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の"量終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  I	
管理・運営を行っている。 Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(ご輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフェームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	スウェーデン 
Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(ご輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフェームとなったのは 1991 年以降である。本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。  1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によってまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のフェームとなったのは 1991 年以降である。本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。  1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
てまかなわれている。なお、リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のスキームとなったのは 1991 年以降である。本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の"量終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。  1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のスキームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
キームとなったのは 1991 年以降である。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行われている。  1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収 拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "量 終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。 EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッ テリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収 が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の "最終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  T まつンダ	
終回収拠点"に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。  オランダ	
オランダ EU 指令 (91/157/EEC) に対応した電池回収政令において、自動車用バッテリーが対象外となっていることから、以下の 2 つのスキームによる回収が行われている。	
テリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回りが行われている。  1)解体業者による ELV からの回収 (四輪車のみ )	
が行われている。 1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	オランダ
1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)	
2)ガレージや修理工場、自治体の廃棄物集積所による使用中の四輪車や	
二輪車から取り外したバッテリーの回収	
ドイツ 全ての鉛バッテリーを対象として、1998年より、販売業者はユーザーから	ドイツ
回収される使用済み電池を無料で引き取り、電池メーカー・電池輸入業者	
は販売業者が回収した使用済電池を無料で引き取るというスキームとなっ	
ている。	
米国補修用電池については、小売業者は消費者から新品電池を販売する時に係	米国
用済み電池を回収する。ディストリビューター(電池メーカーと同じ場合	
がある)は新品電池を小売業者に供給する時に使用済み電池を回収し、回	1
収拠点またはリサイクラーへ持って行く。	
ELV として排出される電池については、カーディラー、自動車修理工場、自	
動車オーナーから持込まれた車から、自動車解体業者が電池を取り外す。	
自動車解体業者は取り外した電池をリサイクラーへ引き渡す。	

### 各国別のリサイクルシステムの概要(イタリア)

### 回収・リサイ イタリアでは、鉛バッテリーを扱う全ての事業者(バッテリー製造・輸入事業者、 次鉛精錬業者、収集・運搬事業者等)などの出資により設立された COBAT が、委託 クルの枠組み する収集・運搬業者を通じて市中から廃電池を回収してそれを二次精錬業者に売却す る方式を取っている。COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入業者、自動車等(二 輪車を含む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済みバッ テリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。 回収拠点の拡充に関し自治体とCOBAT → バッテリーの流れ(出荷・販売) 間で合意(2004年1月) → バッテリーの流れ(回収) 自治体の 持込 回収拠点 (全国2.838ヶ所) 持込 回収 卸売 販売 バッテリー 収集·運搬 鉛製錬業者 小売業者 製造·輸入 ユーザー (6施設) 販売店 事業者等 (約90社) 電池解体も実施 料金徴収 料金 徴収 回収 売却益 買取 契約 売却 使用洛 解体事業者 出荷量に応じ 白動車 て料金納付 COBAT 図 イタリアにおけるカーバッテリー回収・リサイクルスキーム 法律上の位置 1988 年に制定された国内法(397/1988)において、環境保護の観点から、使用済みの 鉛を再利用可能な資源へ転換する強制的な枠組みを構築することが規定(その後、同 付け 法は法 475/1988、法 39/2002 の第 15 条に修正・置き換え)。 関連する政省令としては、コンソーシアム(COBAT)の役割等について定めたもの (2004年2月2日付け政省令) 付加金の支払い義務や金額について定めたもの(1999 年6月16日付け政省令)がある。 鉛バッテリー(四輪・二輪車用、農機用、建機用、船舶用、産業用等) 対象製品 1992年 開始時期 回収・リサイ 1988 年制定の国内法に基づき、鉛バッテリーを扱う全ての事業者の出資で無利益法人 (COBAT) が 1992 年に発足。 クルシステム <構成メンバー(2004年2月2日付け政省令にて規定)> の管理・運営 バッテリー製造事業者、バッテリー輸入事業者、二次鉛精錬業者、四輪車・二輪車製 造事業者、四輪車・二輪車輸入事業者(並行輸入事業者を含む) 収集業者 等 COBAT は以下の事項に関し責任を有する(2004年2月2日付け政省令にて規定)。 使用済みバッテリーの回収 回収した使用済みバッテリーの保管 イタリア国内の使用済みバッテリーおよび他の鉛廃棄物の回収、商業化、リサイ クルに関する全ての作業のモニタリング COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸 入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済みバッテリーのリサイ

	クラーへの売却益によってまかなわれている。
回収拠点	回収拠点としては自治体の回収拠点と販売店等の回収拠点がある(2004年7月現在で
	2,838 ヶ所 )。
	回収拠点からは COBAT と契約している収集・運搬業者(約 90 社)が廃バッテリーを
	回収。収集・運搬業者は回収したバッテリーを COBAT に売却するか、海外の鉛製錬
	業者に売却するかの選択権を持つ。COBAT が買い取ったバッテリーは国内の鉛製錬業
	者(6 施設)に売却される。鉛製錬業者に購入義務があるわけではないが、他の廃鉛製
	品と比較して COBAT の価格設定は魅力的なものとなっている。
	なお、DIY 市場の使用済みバッテリー(購入者が自ら交換したもの)の一部など消費
	者によって回収拠点以外に廃棄されるバッテリーについては、COBAT の回収網から外
	れることになる。
	上記への対策として、個人が無料でカーバッテリーを廃棄できる収集センターを追加
	的に設置することで、2004 年 1 月、イタリアの地方自治体組織(UPI:イタリア県連
	合)と COBAT の間で合意がなされたところ。
	解体事業者が取り外した廃バッテリーについても COBAT と契約している回収業者に
	よって回収されている。
費用徴収方法	製品販売時徴収(バッテリー製造・輸入事業者はバッテリー販売の際、バッテリー価
	格とは別枠に"環境費"の名目で請求書の上に書き加える形になっている)
リサイクル料	付加金を支払う義務があるのは、イタリア国内市場にバッテリーを投入する事業者で
金	ある。すなわち、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車、自動車以外のバ
	ッテリー使用機器(農機、建機、船舶、非常用電源等)を含む)の輸入業者(並行輸
	入を含む)が義務対象となる(1999 年 6 月 16 日付け政省令の第 3 条及び COBAT の
	定める規則において規定)なお、これら事業者間に義務の差(付加金の額が異なる等)
	はない。
	したがって、国内の自動車等(二輪車を含む)の製造事業者においては、(海外生産し
	た車両等を)輸入した分についてのみ付加金を支払うことになる。また、国内で車両
	を生産する場合、付加金を上乗せした額でバッテリー製造事業者からバッテリーを購
	入するが、それを搭載した車両を輸出した分については、付加金の返還を COBAT に
	要請することができる。
	COBAT がバッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者から
	その出荷量に応じて徴収している付加金の額については、COBAT メンバーの間で毎年
	決定される(付加金は事業者の出荷価格の約 1%に相当)。
	2001 年時点の付加金は以下のとおりである( 1999 年 6 月 16 日付け政省令において規
	定)。
	● 容量 20 Ah 未満の鉛バッテリー(主に二輪車用): 0.21 ユーロ/個
	● 容量 20~70Ah の鉛バッテリー(主に四輪車用): 0.83 ユーロ/個
	● 容量 70 Ah 超の鉛バッテリー(主にトラック用): 1.65 ユーロ/個
	1 ユーロ = 136 円(2004 年 10 月 5 日現在)
	現状では、COBAT が徴収している付加金及びリサイクラーへの売却益は収集・選別コ
	ストをカバーする水準となっている。なお、鉛の市中価格が高いときには回収(収集)
	コストを支払っても COBAT としては採算があうが、鉛価格の下落が起こった場合に
	は、二次精錬業者の廃電池に対する支払い価格も下落するので、COBAT が自身の財源
	の中から資金を拠出して廃電池を処理する仕組みとなっている。
	付加金の額は COBAT の運営に必要な資金の額および鉛の価格によって決定される

		(1999 年以降据え置き)。2~3 年前までは鉛の価格が下落していたにもかかわらず付
		加金を据え置いたことから、その間 COBAT は負債を抱えることとなった。その後、
		鉛価格は上昇に転じているが、過去の損失を取り返すため現在も付加金は据え置きと
		なっている。
		バッテリー製造・輸入事業者等の付加金の支払いは四半期毎となっており、期間終了
		から 30 日以内に直近の四半期の販売量に応じた金額を支払わなければならない。
	バッテリー	COBAT への付加金の支払い(四輪車・二輪車等の輸入事業者も含む)
関	製造・輸入 事業者等	COBAT 設立に際しての出資(四輪車・二輪車等の製造・輸入事業者も含む)
係	販売店	消費者から持ち込まれた使用済みバッテリーの回収業者への引渡
者の	消費者	使用済みバッテリーの回収拠点への排出
役	自治体	回収拠点の設置(設置義務なし)
割	回収業者	回収した使用済みバッテリーの COBAT(もしくは海外の鉛製錬メーカー)への引渡
	鉛製錬業者	COBAT より使用済みバッテリーを購入(購入義務なし)
回	又実績	1992 年の事業開始から 2004 年前半までに、COBAT では 200 万 t 近く ( 自動車用バ
		ッテリー約1億6,100万個に相当)の鉛バッテリーを回収・リサイクルしている。
		表 回収量の推移
		回収量(トン)
		1992 年 133,167
		2002年
		2003 年   191,944   回収量はバッテリー全体の重量
		四収重はバップリー主体の重重
		2003 年の回収量は 19 万t(約 1,600 万個)を超えている。この数値は年間販売量の
		96%、国内の鉛需要の 40%に相当。
		COBAT によれば、人口当たりの鉛バッテリーの回収量は 1992 年の 2.35kg から 2002
		年の 3.16kg まで 35%上昇。
		2003 年では、農業用で 193 t 、船舶用で 136 t の使用済みバッテリーが回収。
		│ │ おお、イタリアで販売されるバッテリーの約 4 分の 3(重量ベース)が自動車用であ│
		り、残りは産業用である。
		リ、残りは産業用である。

### 各国別のリサイクルシステムの概要(スウェーデン)

### スウェーデンでは、バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によっ 収・リサイク ルの枠組み て設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管 理・運営を行っている。Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、 自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によ ってまかなわれている。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売 業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の " 最終回収拠点 " に持ち込 み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。 →▶ バッテリーの流れ(出荷・販売) 回収拠点 → バッテリーの流れ(回収) (自治体が設置) ------> お金の流れ 持込 持込 使用溶 미니 自動車 卸売 販売 回収業者 鉛製錬業者 バッテリー 小売業者 ユーザー (約200社) (1社) 電池解体も実施 メーカー等 ガソリンスタンド 解体事業者を含む 料金徴収 徴Ⅱ∇ (販売時) 安託料支払 回収 持込 契約 出荷量に応じ て料金納付 最終回収拠点 売却 政府 Returbatt AB (約200ヶ所) スウェーデンにおけるカーバッテリー回収・リサイクルスキーム スウェーデンにおけるバッテリー関連の法令は、電池からのカドミウム、水銀、鉛の 法律上の位置 付け 放出防止を目的として、1980年代に制定されている(有害な電池に関する法令: 1989-974)。また、有害電池に関する課徴金政令(1990-1332)ではバッテリー製造事 業者等がその出荷量に応じて納付する付加金の額が規定されている。 現状のスウェーデンバッテリー法令 (SFS 1997-645) は 1997 年に制定されたもので あり、EU バッテリー指令 (91/157/EEC) に対応したものとなっている。 対象製品 鉛バッテリー(四輪・二輪車用、農機用、建機用、船舶用、産業用等) 1980年代後半(販売時に徴収するという現状のスキームになったのは1991年以降) 開始時期 回収・リサイ 1989 年から 1990 年にかけて、スウェーデン国内の鉛電池製造業者(2社) 収集・ クルシステム 運搬業者(約50社) 二次鉛精錬業者(1社)の3業界均等出資で設立された無利益 の管理・運営 法人 Returbatt AB が回収・リサイクルシステムの管理を行っている。 Tudor 社と Varta 社。ただし現在は、スウェーデン国内での自動車用バッテリーの製造は行 っていない(製造拠点を国外へ移転)。 Returbatt AB は自動車 (二輪車を含む) 用を含むスウェーデン国内の全ての鉛バッテ リーの回収の責任を負っている。具体的には以下のような業務を行っている。 回収業者への回収委託:Returbatt AB では、現在、カーバッテリーの回収業者約 200 社と契約。これらの多くはスクラップ取扱事業者であり、廃棄バッテリーの引 取や他の回収拠点(ガソリンスタンド等)からの収集を行っている。 回収したバッテリーの鉛精錬工場(スウェーデン南部に所在)への配送手続きの とりまとめ

	Returbatt AB の運営資金は、1991 年以降、政令に基づいてバッテリー製造・輸入事業
	者等(自動車の輸入事業者を含む)からその出荷量に応じて納付される付加金によっ
	て賄われている(当初は自動車スクラップ基金からの補助金によって賄われていた)。
回収拠点	自治体は 3kg 以下のバッテリーに関し、回収および回収システム構築の義務を有する。
	ユーザーが自治体の回収拠点や他の回収拠点(販売店、ガソリンスタンド、自動車修
	理工場等:回収拠点数については不明)に持ち込んだ使用済みバッテリーを、Returbatt
	AB と契約した回収業者(約 200 社)が回収している。
	回収業者は回収したバッテリーを Returbatt AB の準備する " 最終回収拠点 ( 約 200 ヶ
	所)"に持ち込み、Returbatt AB が精錬業者(国内に1社のみ)に引き渡すというスキ
	ームとなっている。なお、鉛精錬業者は回収された使用済みバッテリーを引き取る法
	的義務を有している。
	なお、解体事業者が回収業者を兼ねている場合が多く、この場合は近隣の回収拠点か
	ら収集したバッテリーと自らが取り外したバッテリーとを"最終回収拠点"に持ち込
	むこととなる。
費用徴収方法	製品販売時徴収(バッテリー販売の際に"環境費"として徴収)
リサイクル料	バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車、農機、建機、船舶等を含む)輸入
金	事業者(並行輸入を含む)は、自動車用バッテリー1個につき 30 スウェーデン・クロ
	ーネを一旦スウェーデン政府に支払い(年1回) それを政府が Returbatt AB に支払う
	(年 4 回)仕組みとなっている。したがって、国内の自動車等(二輪車を含む)の製
	造事業者においては、(海外生産した車両等を)輸入した分についてのみ付加金を支払
	うことになる。 1 スウェーデン・クローネ = 15.0 円(2004 年 10 月 5 日現在)
	事業者による付加金の支払いについては以下の手順となっている。
	1)四半期毎に政府から企業に対して直近の四半期の販売数量を申告する旨を通知。
	2) 四半期の開始日から3週間以内に事業者は販売数量を申告。
	3)政府が事業者の申告数量を基に負担額を計算し、請求書を送付。
	4)請求書が届いてから 30 日以内に事業者は付加金を支払う。
	イタリアと同様に、バッテリーを搭載した車両を輸出した分については、付加金の返
	還を求めることができる。
	鉛バッテリー販売時に徴収される環境費については、政令に基づきスウェーデン政府
	が責任を持って定めている。
	付加金は、四輪車・二輪車によらず、またバッテリー容量によらず、全ての鉛カーバ
	ッテリーで均一である。他の鉛バッテリー(産業用など)については、バッテリー重
	量 1kg 当たり 1.70 スウェーデン・クローネに設定されている。
	なお、2004 年現在、自動車用バッテリーの付加金は 30 スウェーデン・クローネに設
	定されているが、Returbatt AB の担当によれば、付加金が高すぎるということで 50%
	減額するよう Returbatt AB から政府に要請する準備があるとのことである。
	鉛市場価格の変動に対する調整機能はイタリアにおける COBAT と同様であり、鉛価
	格の下落が起こった場合には、二次精錬業者の廃バッテリーに対する支払い価格も下
	落するので、Returbatt AB が自身の財源の中から資金を拠出して廃バッテリーを処理
	する仕組みとなっている。
バッテリー	/ / - / / M/II
製造・輸入 事業者等	
関 事業者等	持ち込まれた使用済みバッテリーの回収ルートへの引渡
<b>の</b> ※ 典 表	使用済みバッテリーの回収拠点への排出
役   川賀石   川   日   日   日   日   日   日   日   日   日	使用済みバッテリーの回収、回収システムの構築、使用済みバッテリーの分別
回収業者	回収した使用済みバッテリーの Returbatt AB の"最終回収拠点"への持ち込み
口以未日	日本した区内がバファフ ジ Neturball AD VJ 取終日外提点 ・VDJT D DCV

	鉛製錬業者	Returbatt AB から持ち込まれた使用済みバッテリーの引取(義務)
回	収実績	Returbatt AB の担当によれば、スウェーデン国内で回収される鉛バッテリー(含む四
		輪・二輪車用バッテリー)の量は毎年 130~140 万個と見積もられている (四輪と二輪
		の割合は正確に把握されていないが、二輪車用の量は非常に少ないとのこと)。
		Returbatt AB の担当によれば、回収率はほぼ 100%であり、回収されたバッテリーか
		ら毎年約3.3万tの鉛が回収されている。

## 各国別のリサイクルシステムの概要 (オランダ)

回収・リサイ クルの枠組み	オランダでは、EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用 バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行わ
> > > > 11 WTG>	れている。
	ガレージや修理工場、自治体の廃棄物集積所による使用中の四輪車や二輪車から
	取り外したバッテリーの回収
	(スキーム)
	(ハ・ ム ) ELV として排出されるバッテリーについては、Auto Recycling Nederland(ARN)によ
	る ELV の回収・リサイクルスキームが適用されるため、解体事業者によって回収され
	ることとなる。なお、本スキームは新車登録時に徴収される廃棄料( waste disposal fee )
	によって運営されている。
	(スキーム )
	ELV として排出されないカーバッテリーについては、ガレージ、修理業者、自治体の
	廃棄物集積所によって回収される。現行の環境管理法 廃棄物規則では、これらのバッ
	テリーを廃棄することは違法となるので、法の許可収集運搬業者に引き渡される。収
	集運搬業者は、オランダ国内外のリサイクラーに引き渡している。なお、本スキーム
	は に示すような廃棄料(waste disposal fee)から資金調達できるスキームとはなっ
	ていない。
法律上の位置	1995 年 3 月の電池回収政令では、バッテリー製造業者および輸入業者に対して、自ら
付け	が上市したバッテリー(単体で販売もしくは機器に組み入れて販売)を引き取り、金
	属資源を回収することが義務付けられている。実際は、政令に基づき設立された電池
	回収会社(Stibat)を通して上記の義務が遂行されている。
	しかしながら、電池回収政令では 1,000g までの小型の電池が対象となるため、自動車
	用バッテリー(二輪車用を含む)は政令の対象となっていない。
	したがって、自動車用バッテリーの回収・リサイクルについては、「ELV の管理に関す
	る政令(2002)」(解体事業者が回収)もしくは「環境管理法 廃棄物規則」に依ってい
	<b>3</b> .
	参考までに、Stibat では、製造業者、輸入業者からの処分貢献(Disposal Contribution)に
	応じて費用を徴収している。これらの費用は運営、回収品の一時貯蔵所の費用、貯蔵所か
	らの輸送費とリサイクルの資金となっている(貯蔵所までの回収は自治体負担)。
対象製品	ELV として排出される四輪車用バッテリー(ELV 政令で担保)
	その他のバッテリー(環境管理法(stb.1979.442)10 章〔廃棄物規則〕で担保)
開始時期	ELV としての回収スキームについては 1995 年(その他のスキームについては 1980 年頃)
費用徴収方法	スキーム では、新車登録時徴収となっている(購入者が販売者に廃棄料(waste
	disposal fee)支払い。
	スキーム では、スキーム に示すような廃棄料(waste disposal fee)から資金調達
	できるものとなっていない。そのため、地方自治体が廃棄物集積所からの収集・輸送
	費用を負担するケースや、消費者がガレージや修理工場で新しいバッテリーを購入す
	る際に、回収費用を支払う場合もある。
リサイクル料	スキーム では、自動車全体のリサイクル料金として自動車1台あたり一律 45 ユーロ
金	(2004~2006 年の料金。その後 3 年毎に改訂)の廃棄料(waste disposal fee)を設
	定。

### 回収実績

スキーム によるバッテリーの回収実績(バッテリー重量)は以下のとおり。

表 バッテリー回収量の推移

<b>D</b>	
	回収量(トン)
2001年	3,534
2002 年	3,384
2003 年	3,990

スキーム に関しては、オランダの住居・国土計画・環境省の担当によると、ELV の 回収スキームから外れた鉛バッテリーの 95%が回収・リサイクルされているとのこと である(正確な数値は把握されていない)。

## 各国別のリサイクルシステムの概要(ドイツ)

_		販売業者はユーザーから回収される使用済み電池を無料で引き取る。
クルの	の枠組み	電池メーカー・電池輸入業者は販売業者が回収した使用済電池を無料で引き取る。
法律上の位置		使用済み電池/蓄電池の回収・処理の関する政令(電池政令-Batt V)
付け		交換用始動用鉛蓄電池に関しては、新品電池購入時に使用済電池を返却しない購入者
		からデポジット金(7.5 ユーロ/個)を徴収する。
1167 6	***	
対象		全ての鉛バッテリー
開始	時期	1998 年
	・リサイ	公共廃棄物当局、電池メーカーの共同回収システム
クル:	システム	
の管理・運営		
回収热	拠点	回収拠点数:65,000
費用徴収方法		回収費は電池メーカー・電池輸入業者の負担
		回収費は電池価格に上乗せ(価格内在化)
リサイ	イクル料	デポジット金額:7.5ユーロノ個
金		
	<b>ドッテリー</b>	販売業者が回収した使用済み電池を無料で引き取る。
関事	製造・輸入 事業者等	
関係者の	<b>反売店</b>	ユーザーから使用済み電池を無料回収する。
の沿	肖費者	使用済み電池を販売業者に引き渡す。
役割	回収業者	精錬業者へ引き渡す。
鉛	n 製錬業者	再資源化処理を実施する。
回収到	実績	自動車用電池の回収実績(2000年)
		回収量:160,000トン
		排出量:166,000トン
		回収率:96.4%

### 各国別のリサイクルシステムの概要(米国)

### 回収・リサイ 1.補修用電池 クルの枠組み 小売業者は消費者から新品電池を販売する時に使用済み電池を回収する。 ディストリビューター(電池メーカーと同じ場合がある)は新品電池を小売業者に 供 給する時に使用済み電池を回収し、回収拠点またはリサイクラーへ持って行く。 電池メーカーの中には、自らリサイクル設備(解体・精錬)を所有しているところも ある。 < 使用済み電池の流れ > 回収拠点 (電池メーカー) ディストリビューター 消費者 小売業者 (電池メーカーと 同じ場合がある) リサイクラー 解体・精錬 2 . 廃車排出電池 カーディラー、自動車修理工場、自動車オーナーから持込まれた車から、自動車解体業 者が電池を取り外す。 自動車解体業者は取り外した電池をリサイクラーへ引き渡す。 < 使用済み電池の流れ > カーディーラー 車 リサイクラー 自動車解体業者 電池 自動車 (電池の除去) 解体・精錬 整備工場 自動車 オーナー 法律上の位置 50州中37州でバッテリーリサイクル州法(BCIモデル準拠)が制定されている。 付け デポジット制度 小売業者は消費者から新品電池購入時に5~10ドルのデポジットを徴収する。この デポジットは購入者が使用済み電池を返却した時(購入時、または一定期間内)に全額返 金される(または徴収されない)。 デポジットは9州で法制化されているにすぎないが、使用済み電池返還のインセンティブと し他の州でも自主的に実施されている。(使用済電池の返却のために消費者にインセンティ ブを提供する。また、使用済電池の返却量が新品電池の販売量よりも少ない場合には小売業 者の利益となる) 対象製品 自動車用、二輪車用、ボート用他の鉛蓄電池(民生用電池を除く) 1989年 開始時期 回収・リサイ 使用済み電池の回収は、販売逆ルートシステムで実施されている。 クルシステム このシステムは全米レベルで機能しており、回収法規が存在する37州では回収が義 の管理・運営 務づけられ、残りの13州でも自主的に実施されている。 輸入電池も差別なく回収されている。

回口	<b>以拠点</b>	電池メーカーが回収拠点の一部になっている場合が多い(数は不明)。
費用徴収方法		使用済鉛電池は、どの回収段階でも有価物である。 小売業者は新品電池販売時に購入者からデポジットを徴収する。
リサイクル料 デポジット金額:5~10ドル		デポジット金額:5~10ドル
金		
関係者の役割	バッテリー 製造・輸入 事業者等	電池メーカー又はディストリビューターは小売業者から使用済み電池を回収し、リサイクラーへ持って行く。
者	販売店	消費者から電池を引き取る。消費者からデポジットを徴収する。
の役	消費者	使用済み電池を小売業者へ引き渡す
割	回収業者	電池メーカーが委託した業者又は電池メーカーが自ら回収しリサイクラーに引き渡す
	鉛製錬業者	再資源化処理を実施する。
回収実績		対象:全鉛電池 1997~2001年(5年間)
		回収量(5年間の合計) :10,539,951,476 lbs(約478万t)
		排出量(5年間の合計) :10,856,352,136 lbs(約492万t)
		回収率:97.1%